

セコム株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：セコム株式会社
- (2) 所属部会：関東電気機器部会第2分科会
- (3) 資 本 金：664億円
従業員数：単体16,153人 連結64,143人
(2020年3月末現在)

- (4) 事業内容：

セキュリティ事業を中心に、防災事業、メディカル事業、保険事業、地理空間情報サービス事業、BPO・ICT事業を展開しています。海外展開にも積極的に取り組み、現在、海外13の国と地域でセキュリティサービスを提供し、セコムグループ全体では17の国と地域に進出しています。

- (5) 企業理念、経営方針等

当社は、「あらゆる不安のない社会の実現」を社会的使命とし、「社会にとってよりよいサービスを創り上げたい」という強い想いを、創業以来持ち続けています。

当社には、創業以来、組織や社員に受け継がれ、行動原理として実践している「セコムの理念」があります。その代表的なものには、変革に対する意欲を持ち、独創的なサービスやシステムの創出をめざす「現状打破の精神」、社会にとって正しいか、公正であるかを判断基準にする「正しさの追求」などがあります。

- (6) CIマーク



2. 知的財産部門の概要

- (1) 組織上の位置及び名称

当社の知的財産部門は、社長直轄組織として本社コーポレート部門に位置付けられ、名称は、知的財産部です。

- (2) 構成及び人員

知的財産部は、主に知的財産業務全般を担当する知的財産グループ及び技術契約、法令監視を担当する技術法務グループから構成され、知的財産グループには13名、技術法務グループに4名在籍しています。

- (3) 沿革

知的財産部門は、2017年6月に、それまで技術開発部門の傘下にあった技術管理室と研究部門の傘下にあった知財グループが統合され、本社の社長直轄組織として、部門横断的に全社の知財、技術法務を担当する知的財産部として新たに発足しました。

3. わが社の知的財産活動

- (1) 基本方針

知的財産部は、会社理念である社会システム産業の実現、そのための独創的なサービスやシステムの創出に資するために活動をしています。事業活動に貢献し、価値提供し続けることが基本方針です。

- (2) サービス事業に適合した知財活動の実践

サービス事業者としては、社会に有益なサービスを間断なく提供し続けることが重要であり、そのためには、他社の知的財産の侵害や法令に抵触すること等によりサービスの提供がで

きなくなることがあってはなりません。そのため、新規事業の企画段階の早期から研究開発部門や企画部門、マーケティング部門と連携し、製品・サービスの開発・上市前には他社権利のクリアランスを徹底して行う体制としています。

また、独創性のあるサービスは、もし、安易に模倣されてそれが低質なサービスであれば、社会にとって有益ではありません。当社では、模倣サービスから顧客を保護するため、事業継続に必要な知的財産権は積極的に確保し活用する活動を行っています。特に、将来を見据えた新事業創出においては、企画、開発段階においても、知財部員も発明の創出やブラッシュアップに積極的に関与し、戦略的な特許網の構築を行っています。近年のIPランドスケープのような先進的な知財活動はもちろん、ベーシックな知財活動も重要であり、知財部員の意識とスキル向上に取り組んでいます。ちなみに、知財業務のクオリティの一指標として、特許査定率は毎年90%以上を維持しています。

(3) ブランドの価値向上

サービス事業者である当社にとって、サービス品質や信用が化体したコーポレートブランド「SECOM」は、他社のサービスと差別化する最重要の知的財産です。知財活動においても、ブランド価値の維持・向上、利用環境の確保、整備が重要な位置を占めています。

国内においては、当社のセキュリティサービスを提供している顧客の建物に貼付され、当社のセキュリティシステムを導入していることを表示するセコムステッカーの偽造、模倣事案が後を絶ちません。セコムステッカーは全国的に周知・著名となっており、このようなステッカーの模倣を放置した場合には、ブランド価値の毀損、顧客へのサービス提供にも影響する可能性があるため、業務部門、法務部門とも連携し、訴訟も辞さずに徹底的に対応しています。

海外においては、韓国、台湾などの一部の国、

地域においてもSECOMブランドはセキュリティサービスを代表するブランドとして認知されており、中国、ベトナム等の新興国においては、ブランド模倣事案が後を絶ちません。また、近年は、海外展開が加速しており、SECOMブランドをグローバルなブランドとして育成、活用していくため、ブランド戦略、商標戦略を策定するとともに、関係部門と綿密に連携し、事業に先回りした商標権の確保を行っています。

(4) オープンイノベーションへの対応

技術の進歩と変化のスピードが加速している今日、社会の“お困りごと”や課題、ニーズが多様化し広がりを見せている中で、いち早く、より適切な解決策を創出していくためには、分野・業界を問わずにあらゆるアイデアや技術を融合させていくことが必要です。当社は、社会の役に立つ新しいサービスを提供したい、先進技術を課題解決に活かしたいという“想い”を同じくする産・官・学とのパートナーシップの強化が不可欠と考え、2015年から「オープンイノベーション推進担当」を設置し、社会の課題探索や企業との協働に取り組んでいます。知的財産部は、技術契約やアライアンス契約における知財条項等の主管となっており、オープンイノベーションの活動を推進するために、知財、契約面から支援しています

4. 今後の計画、希望など

知的財産部は、新規事業創出のより早期の段階から積極的に関与し、知財・リーガル・コンサルティングサービスをワンストップで提供する事業インキュベーション活動を積極的に展開していきたいと考えています。そのためには、IPランドスケープ等を含む知財コンサルティングを実践できる事業と知財に精通した知財人材の育成を加速していきます。

(原稿受領日 2021年2月26日)